

高山市税条例等の一部を改正する条例の概要について

1. 固定資産税・都市計画税関係

(1) 課税標準の特例措置【わがまち特例】

(新設)

対象資産等	課税標準額に乗じる割合		
	現行	法参酌基準	改正後
事業主が国の補助を受けて特定事業所内保育施設において行う保育事業の用に供する資産	—	1/2 を参酌して 1/3 以上 2/3 以下の範囲内において条例で定める	1/3

- ・適用期間：平成29年4月1日から平成31年3月31日までに設置したものについて、翌年度から5年度分の課税に適用 (付則第15条の3)

(見直し)

対象資産等	課税標準額に乗じる割合		
	現行	法参酌基準	改正後
認可を受けて行う児童福祉法に規定する家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（利用定員が1人以上5人以下）の用に供する資産	1/2	1/2 を参酌して 1/3 以上 2/3 以下の範囲内において条例で定める	1/3

- ・適用期間：平成30年度以後の課税から適用 (第67条の2)

2. 軽自動車税関係

(1) 軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の見直し等

- ・適用区分について重点化を行うとともに、グリーン化特例（軽課）の適用期間を2年（平成31年3月31日まで）延長する。
- ・新規登録車両について取得の翌年度分のみ適用

	現 行		改正後	
	区 分	軽減率	区 分	軽減率
燃費基準1	電気自動車等	75%軽減	電気自動車等	75%軽減
燃費基準2	平成32年度燃費基準+20%達成	50%軽減	平成32年度燃費基準+30%達成	50%軽減
燃費基準3	平成32年度燃費基準達成	25%軽減	平成32年度燃費基準+10%達成	25%軽減

(付則第29条)